

(仮称)大和市文化芸術振興条例検討会議設置要綱を次のように定める。

平成21年6月11日

大和市長 大木 哲

(仮称)大和市文化芸術振興条例検討会議設置要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、市民の文化芸術に関する活動の充実及び文化芸術の振興に関する施策の総合的な推進を図り、もって心豊かで潤いのある市民生活及び活力ある地域社会の実現に寄与することを目的とした(仮称)大和市文化芸術振興条例(以下「条例」という。)の策定に当たり、市民参加及び専門的な観点により検討を行うために設置する(仮称)大和市文化芸術振興条例検討会議(以下「検討会議」という。)の組織及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 検討会議は、市が作成した条例骨子案をもとに条例案を策定し、市長に提出するものとする。

(構成委員等)

第3条 検討会議の委員は、10人以内とし、次に掲げる区分により構成する。

- (1) 学識経験者
- (2) 大和市社会教育委員
- (3) 文化芸術活動団体からの推薦者
- (4) 公募による市民

2 委員の任期は、条例の公布の日までとする。

3 委員が欠けたときは、第1項各号に掲げる区分により補欠の委員を選任するものとする。

(会長及び副会長)

第4条 検討会議に、会長及び副会長を置くものとし、委員の互選により選出する。

2 会長は、検討会議を代表し、会務を総括する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときはその職務を代行する。

(検討会議の招集等)

第5条 検討会議は、会長が招集し、会長は会議の議長となる。

2 検討会議は、委員の過半数の出席をもって成立する。

- 3 検討会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。
- 4 検討会議は、原則として公開とする。
- 5 検討会議は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(庶務)

第6条 検討会議の庶務は、文化スポーツ部文化振興課が行う。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、検討会議の運営に関し必要な事項は、会長が検討会議に諮って定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、公表の日から施行する。

(失効)

- 2 この要綱は、条例の公布の日をもって、その効力を失う。